令和6年度庄本町1丁目まちづくり事業化検討調査支援業務委託仕様書

1. 目的

府県境から大阪池田線区間の都市計画道路三国塚口線においては、大阪府が事業化 に向け検討を進めているが、沿道市街地は防災性や居住環境などに課題がある。

本業務委託では、都市計画道路三国塚口線、阪急電鉄神戸線、旧猪名川に囲まれた 密集市街地である本地区の特性を踏まえ、道路整備に合わせて、防災性の向上や居 住環境の改善を目指すとともに、道路整備と相乗効果の高い魅力あるまちづくり の事業化に向けた検討を行うことを目的とする。

2. 委託期間

○契約締結日 ~ 令和7年(2025年)3月31日(令和6年度)

3. 対象地区

○都市計画道路三国塚口線、阪急電鉄神戸線および旧猪名川に囲まれた豊中 市庄本町1丁目周辺(別紙「対象区域図」参照)

4. 業務内容

過去に本市で調査した現況調査資料を踏まえて以下の検討を行う。

- (1) 基盤整備に係る調査及び検討
 - ・土地区画整理事業等、面整備手法における調査検討
 - ・対象区域内の土地・建物など権利関係について時点更新
- (2) 地元権利者等ヒアリング支援
 - ・ 地元権利者等への説明資料作成等
- (3) 事業計画素案とりまとめ
 - ・整備手法や事業費などを含む概略の事業計画素案のとりまとめ

5. 成果品

	提出書類	数量	摘要	
1	報告書	2 部	A4 サイズ、カラー、ループファイル綴じ	
2	報告書(概要版)	2 部	A4 サイズ、カラー、ループファイル綴じ	
3	打合せ簿	1式	打合せの議事録	
4	その他資料	1式	説明用資料 (パワーポイント資料含む) その他、委託者が必要と認めるもの	
5	電子データ	1式	ワード・エクセル等 CD-ROM	

6. その他

- (1) 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定めること。
- (2) 受注者は、本業務を一括して他に委託または請負わしてはならない。
- (3) 本仕様書に明記していないものであっても、本業務遂行上必要な事項については、 市担当者と協議の上実施しなければならない。
- (4) 本業務の実施中に疑義が生じた場合は、遅滞なく市担当者と打合せを行い、その結果については「打合せ簿」に明記しなければならない。
- (5) 本業務に当たっては、市担当者の指示に従い、誠意を持って完了させること。
- (6) 本業務が完成した際には、その成果品について本市の検査を受けなければならない。 これに不備等があった場合は、指定期日までに修正の上、再度納品すること。
- (7) 個人情報の保護に関する法律及び、豊中市個人情報保護条例を順守し、業務上知り 得た内容を第三者に漏洩してはならない。
- (8) 貸与されたデータ及び資料は、本業務以外には使用出来ない。また、業務完了後、 速やかに本市へ返却すること。
- (9) 貸与図書の保管、その他一切の責任は受注者が負い、万一紛失または破損等の事態 が生じた場合は、本市の要求する方法で賠償するか、修理を行い返却すること。
- (10) 成果品の権利は、市に帰属する。

7. スケジュール

	7月~9月	10月~12月	1月~3月
① 基盤整備に係る調査			
及び検討			
② 地元権利者等ヒアリ			
ング支援			
③ 事業計画素案のとり			
まとめ			